

一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程

	昭和62年	2月27日	規程第	26号
改正	平成3年	6月27日	規程第	40号
改正	平成6年	8月17日	規程第	59号
改正	平成9年	2月24日	規程第	62号
改正	平成17年	2月24日	規程第	76号
改正	平成18年	6月23日	規程第	81号
改正	平成25年	3月19日	規程第	103号
改正	平成26年	6月12日	規程第	16号

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人全国市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する消防広域応援交付金（以下「交付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第2条 この交付金は、地震、風水害、林野火災等の大規模災害等に際し、都道府県の区域を越えて消防機関の応援（以下「消防応援」という。）を迅速かつ円滑に行うことを促進し、もって被災市町村における人命の救助、被害の軽減に資することを目的とする。

(対象とする災害)

第3条 交付金の交付の対象となる災害は、地震、風水害、林野火災等の大規模な災害又は高層建築物火災、コンビナート火災等の特殊な災害であって、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第44条の規定により、消防庁長官が消防応援につき、必要な措置をとったものとする。

(申請)

第4条 前条に規定する災害が発生した市町村は、都道府県の区域を越えて消防応援を受けた場合において、協会に対し、当該応援を行った市町村（以下「応援市町村」という。）に交付金の交付をすることを申請することができる。

(交付金の交付)

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、応援市町村に交付金を交付するものとする。ただし、法第44条第5項の規定に基づき消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動に要した費用のうち、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）第5条の規定により国が負担する経費については、交付金の交付対象から除くものとする。

2 交付金の額は、消防応援の規模、活動内容、応援日数等に応じて予算の範囲内で理事長が定める。

(都道府県が消防広域応援を行った場合の特例)

第6条 都道府県がヘリコプター、大型車両、宿泊施設等を用いて消防広域応援を行った場合については、第4条中「当該応援を行った市町村（以下「応援市町村」という。）」とあるのは「当該応援を行った市町村の属する都道府県（以下「都道府県」という。）」と、第5条中「応援市町村」とあるのは「都道府県」と読み替えてこの規程を適用するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月27日規40）

この規程は、平成3年6月27日から施行し、同日以降に交付する交付金に適用する。

附 則（平成6年8月17日規59）

この規程は、平成6年9月1日から施行し、平成6年8月1日以降に発生した災害に係る交付金について適用する。

附 則（平成9年2月24日規62）

この規程は、平成9年2月24日から施行する。

附 則（平成17年2月24日規76）

この規程は、平成17年2月25日から施行する。

附 則（平成18年6月23日規81）

この規程は、平成18年6月23日から施行し、平成18年6月14日から適用する。

附 則（平成25年3月19日規103）

この規程は、平成25年3月19日から施行する。

附 則（平成26年6月12日規16）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。